

令和8年度鳥取市研究型地域おこし協力隊募集要領

鳥取市は、日本海に面する豊かな自然と歴史を持つ都市で、鳥取県の県庁所在地です。山陰海岸国立公園の美しい景観や、温泉地、歴史的な文化財など、多様な地域資源を有しています。また、県内外を結ぶ交通網として、鳥取空港や高速道路、鉄道網が整備されており、首都圏とも日帰り往復が可能です。

中でも気高町日光地区は、稀少な鳥類や魚類が生息し、コウノトリが飛来するなど、貴重な生態系が守られています。夏は田んぼ、冬は池になる特徴的な自然環境が広がり、美しい風景を形づくっています。

また、特産品の日光生姜は、辛みの強さが特徴で、地域を代表する農産物です。収穫した生姜を生姜穴で熟成・保管する伝統的な手法も受け継がれており、地域資源を活かした特色ある営みが続いています。

この度、鳥取市の一層の地域力の持続的な維持・強化を図るため、新たな科学技術の集積・社会実装を通じた地域づくりを進めるべく鳥取市研究型地域おこし協力隊を募集します。

活 動 内 容	1 鳥取市気高町日光地区（案件により、鳥取市西地域全域を含む）における研究と社会実装に係る業務：自らの研究上の知見を活かし、その社会実装を通して地域や社会の課題解決や地域の活性化を目指した業務（研究・社会実装プロジェクトの実施） 2 地域おこし活動：地域における住民を巻き込んだ調査・研究地域活動の企画・運営及び地域イベント支援や地域活動などの積極的な参加 3 その他、地域活性化に資する活動、活動報告会への参加
募 集 対 象 者	令和9年4月1日時点で次のすべての項目に該当する方が対象になります。 1 委嘱時点で22歳から35歳の方。※若手育成のため 2 現在、3大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）及び半島振興法（昭和60年法律第63号）に指定された地域以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本市に住民票を移すことができる方。 3 特定分野の研究に関して専門性を有する大学院博士課程に在学中または修了した方。 4 地域活性化に熱意があり、地域行事等にも積極的に参加できる方 5 原則普通自動車免許証及び自家用車を持っている方（令和9年4月1日現在で自家用車を所有できる方を含みます） 6 心身ともに健康で、誠実に職務ができる方 7 地域の特性や風習などを尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図ることのできる方 8 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も本市に定住する意欲を持つ方 9 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない方。 10 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

	律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方。
募 集 人 員	若干名
勤 務 地	鳥取市西地域 (主に気高町日光地区)
活 動 時 間	1 活動日: 鳥取市およびプログラムオフィサーとの協議により変動します。 2 活動時間: 1 月当たり 140 時間を原則します (1 日当たり 7 時間、1 月当たり 20 日間活動として計算) が、鳥取市およびプログラムオフィサーとの協議によります。
身 分 ・ 任 期	1 身分 鳥取市地域おこし協力隊 (研究型) 「鳥取市地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、市長が委嘱します。本市と隊員は、雇用契約は結びません。 2 期間 委嘱の日から 1 年間 (ただし、年度の途中での委嘱の場合は、委嘱年度終了まで)。年度末に、業務・活動状況などの評価を行い、最長 3 年まで任務期間を延長することができます。 ※任期中の活動中断による任期の延長及び委嘱期間の延長は原則として認めません。
待遇・福利厚生等	1 人件費 月額 291,000 円 1 か月間の活動実績に応じて、翌月末に委託料として支払いします。 2 保険 活動中の事故やケガ等に備え、賠償責任保険及び傷害保険に加入してもらいます。保険料は活動費から支払いします (健康保険料および年金保険料は隊員個人の負担となります)。 3 活動費 予算の範囲内で、住宅家賃相当分、活動車両維持・燃料費、事業に係る保険などを委託料に加算し支払いします。 4 雇用契約を結ばないことから、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険には加入しません。
副 業	本務に支障がなく、利益相反・情報管理上の問題がない場合に限り可能です。ただし、本市の許可を得てください。
応 募 手 続 き 等	1 応募方法 応募フォームよりエントリーしてください。 《https://ncit.site/research-application-2026/》 ※現住所および普通自動車免許の確認のため、運転免許証の添付が必要です。 2 締切り 令和 9 年 1 月 1 2 日 (火) 午後 5 時 3 提出書類 ①エントリーシート ②研究計画書
選 考	1 一次選考 (書類審査) 選考結果は、応募者全員にメール通知いたします。 2 二次選考 (研究提案) (令和 9 年 2 月予定) プレゼンテーションおよび質疑応答により選考します。 選考結果は二次選考者全員にメール通知いたします。 3 最終合意

	条件面のすり合わせを行い採択となります。 ※選考時の鳥取市までの交通費、引っ越しに必要な費用は、自己負担となります。
そ の 他	予算の議決状況により、採用内定を取り消す、あるいは条件を変更する場合がありますので、ご承知おきください。

担当 〒680-8571

鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市 スマートエネルギータウン推進室

電話：0857-30-8288（直通）

E-mail：energy@city.tottori.lg.jp